

産業構造審議会商務流通情報分科会 第9回（書面開催） 議事概要

（１）開催概要

伝統的工芸品の指定については、法第2条第1項の規定に基づき、産業構造審議会の意見を聴取した上で、実施しなければならないこととされている。

本年7月、法第2条第3項の規定に基づき、「東京手彫り印章」^(※)の産地から伝統的工芸品の新規指定の申出があったことから、8月18日、経済産業大臣から産業構造審議会に対して諮問がなされ、8月25日、産業構造審議会会長から商務流通情報分科会に付託がなされた。

上記を受けて、9月8日、産業構造審議会商務流通情報分科会の下部組織である伝統的工芸品指定小委員会（山崎剛委員長（金沢美術工芸大学 教授））において審議が行われ、上記品目を伝統的工芸品に指定する旨、商務流通情報分科会に意見具申することが了承された。

ついで、商務流通情報分科会において、書面審議にて同品目に係る伝統的工芸品の指定等について、書面審議を行うこととした。

（２）議題

- ・ 伝統的工芸品「東京手彫り印章」の新規指定の意見具申について

（３）議事概要

- ・ 「東京手彫り印章」の伝統的工芸品への指定について、了承がなされた。